

(案)

番 号
年 月 日

文部科学大臣 あて

原子力委員会委員長

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所の原子炉の設置変更〔STACY（定常臨界実験装置）施設及びTRACY（過渡臨界実験装置）施設の変更〕について（答申）

平成19年12月3日付け19諸文科科第3150号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

(別紙)

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所の原子炉の設置変更〔S T A C Y (定常臨界実験装置) 施設及びT R A C Y (過渡臨界実験装置) 施設の変更〕について (答申)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (以下「法」という。) 第24条第1項第1号 (平和利用)

本件申請については、

- ・原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号 (計画的遂行)

本件申請については、ウラン酸化物燃料をU保管室で貯蔵するため、核燃料物質貯蔵設備にウラン酸化物燃料貯蔵設備を追加するものであることから、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号 (経理的基礎に係る部分に限る。)

本件申請に係る変更に必要な資金は、日本原子力研究開発機構の運営費交付金をもって充当する計画としている。このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があるものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。